

広島県情報公開審査会諮問第44号

1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書を部分開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 開示の請求

異議申立人は、平成14年4月26日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「『県営農村活性化住環境整備事業 地区』事業により下表の『従前の土地（換地計画原案に記載されたもの）』に換地となった者に対する『一時利用地の指定書』（下表省略）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 部分開示の決定

実施機関は、平成14年5月8日付けで、「『県営農村活性化住環境整備事業 地区』事業による『従前の土地（換地計画原案に記載されたもの）』に換地となった者に対する『一時利用地の指定書』（以下「本件文書」という。）を特定し、条例第10条第2号（個人情報）に該当する情報が記載されていることを理由に、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成14年6月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 個人情報該当性について

本件文書は、(ア)土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)の規定で閲覧が認められている文書であること、(イ)事業の過程で縦覧に付され、また、公にされなければならない性格のもので、かつ、地権者全員が公にされることを了知し、事業が行われているもので、秘密性は全くないこと、(ウ)本件請求は、離農家の財産上の保護を目的としたものであることから、条例第10条第2号ただし書に該当するため、全部開示すべきである。

イ 本件文書の保管権限について

法第29条の規定により、本件文書を実施機関が保管する権限はなく、したがって、本件処分は違法である。

ウ 本件文書の閲覧について

(ア) 土地改良事業に関する文書については、法で罰則を担保として閲覧権を保護しており、これを条例で規制することは法の趣旨に反する。

(イ) 異議申立人は、土地改良区組合員で閲覧権があり、後日紛議が生じないよう適正な手続と文書の閲覧を求めており、本来、事業主体である実施機関は、条例に基づく開示請求の手続によらなくても、積極的に開示すべきである。

エ その他

県営農村活性化住環境整備事業 地区事業のうち、ほ場整備等土地改良事業

(以下「本件事業」という。)に関しては、平成13年12月に行政不服審査法に基づく審査請求をしており、その資料とするために本件請求を行ったものである。

また、本件事業の施行に伴い、離農家の財産上の利益が著しく損なわれるにもかかわらず、事業主体である実施機関は、異議申立人に積極的に説明しないことから、本件事業の不当な手続の原因及び経緯を明らかにするため、関係文書の開示を求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分をした理由などについては、おおむね次のとおりである。

(1) 個人情報該当性について

本件文書に記載された個人の住所、氏名及び従前の土地の地番(以下「本件情報」という。)は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第10条第2号に該当する。

本件文書は、法の規定に基づき、一時利用地の指定を受けた関係権利者(以下「一時利用地関係権利者」という。)に対して通知するためのものであり、一般に公開するものではなく、記載内容について何人も知り得る状態に置かれている情報とはいえない。

本件情報が、条例第10条第2号ただし書口に該当するか否かについては、個人情報を守ることと、異議申立人が主張するような離農家の財産上の保護等の公益性とを比較衡量した結果、個人情報の保護を優先したものである。

(2) 本件文書の保管権限について

本件文書は、事業主体である実施機関が、法の規定に基づき、一時利用地関係権利者に対する通知のために起案した文書であり、実施機関が行政文書としてこれを保管することは、違法ではない。

(3) 本件文書の閲覧について

法が規定する閲覧権は、土地改良区が保管する文書に適用されるものであって、実施機関が作成した本件文書は行政文書であるので、条例の適用を受けるものである。

また、開示決定をするかどうかの判断は、開示請求者が事業に関係しているか否かに左右されるものではなく、本件請求においても、異議申立人が特定の土地改良区組合員で、本件事業に関係しているからといって、条例の手続を不要とするものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件文書の構成

本件文書は、法第53条の5第2項から第6項までの規定を準用した第89条の2第6項の規定に基づき、事業主体である実施機関が、一時利用地関係権利者に対する通知のために起案した文書であり、

ア 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益停止）の日

イ 使用及び収益を停止する従前の土地及びこれらに代わるべき一時利用地（一時利用地関係権利者の住所、氏名又は名称並びに従前の土地及び一時利用地の地番、地目等の記載を含む。）

が記載されているものである。

(2) 実施機関が不開示とした情報

実施機関は、本件文書に記載されている情報のうち、一時利用地関係権利者の住所、氏名及び従前の土地の地番は、条例第10条第2号に定める個人情報に該当するとして、不開示とした。

(3) 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

ア 個人情報に関する規定の趣旨

条例第10条第2号（以下「第2号」という。）本文では、「個人に関する情報

(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示とすることを定めている。

第2号は、個人のプライバシーを保護することを目的としているが、個人のプライバシーの概念は抽象的であり、その具体的内容や保護すべき範囲が明確でないので、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は不開示とすることを定めたものである。

また、条例第3条後段では、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」として、個人情報の保護も条例の基本理念の一つとして規定している。

一方、第2号ただし書では、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(ただし書イ)、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報(ただし書ロ)及び公務員の職務の遂行に係る情報(ただし書ハ)については、開示すべきことを定めている。

以上の条例の趣旨に基づき、当審査会としては、以下において、不開示とされた情報が、第2号本文に該当するか否か、該当する場合には、第2号ただし書に該当するか否かを検討するものである。

イ 第2号本文該当性について

本件情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると判断する。

ウ 第2号ただし書該当性について

第2号本文に該当すると認められる本件情報が、第2号ただし書イ又はロに該当するか否か、以下において検討する。

(ア) 本件文書は、法の規定に基づき、実施機関が一時利用地関係権利者に対する通知のために起案した文書であり、本件文書に記載された情報は、公告、縦覧等の手続に付されるものではないので、公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

したがって、第2号ただし書イには該当しないものと判断する。

(イ) 当審査会に異議申立人が提出した意見書又は口頭による意見陳述では、本件情報を開示する公益上の必要性を客観的に確認することができず、また、本件情報を開示する公益と、開示されることによる特定個人の不利益とを比較した場合、異議申立人の主張する事情をもって、開示の必要性があると認めることはできない。

したがって、第2号ただし書ロには該当しないものと判断する。

(4) その他

本件文書は、県営事業として、法の規定に基づき、実施機関が一時利用地関係権利者に対する通知のために起案した文書であり、県が保管する行政文書であるので、当然に条例の適用を受けるものである。

また、法では、一時利用地の指定通知書は、公表又は閲覧の対象とはされていないものであり、実施機関が異議申立人に対して、条例に基づく開示請求手続を求めたことは、法の趣旨に反するとはいえないものとする。

(5) 結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 7 . 5	・ 諮問を受けた。
14 . 7 . 9	・ 実施機関（芸北地域事務所農林局）に，理由説明書の提出を要求した。
14 . 7 . 16	・ 実施機関から理由説明書を受理した。
14 . 7 . 19	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に理由説明書に対する意見書の提出を要求した。
14 . 7 . 22 (平成14年度第4回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
14 . 8 . 19	・ 異議申立人から意見書を受理した。
14 . 8 . 20	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
14 . 8 . 26 (平成14年度第5回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
14 . 9 . 25 (平成14年度第6回審査会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
14 . 10 . 17 (平成14年度第7回審査会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
14 . 11 . 20 (平成14年度第8回審査会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

広島県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

飯 岡 久 美	弁護士
椎 木 夕 力	弁護士
畑 博 行 （ 会 長 ）	広島大学名誉教授
水 鳥 能 伸	安田女子大学助教授
宮 本 功	元中国新聞社論説委員